

【資料5】  
滋賀県原子力安全対策連絡協議会  
令和2年（2020年）8月24日

# 高浜地域及び大飯地域の緊急時対応 の改定について

令和2年8月24日

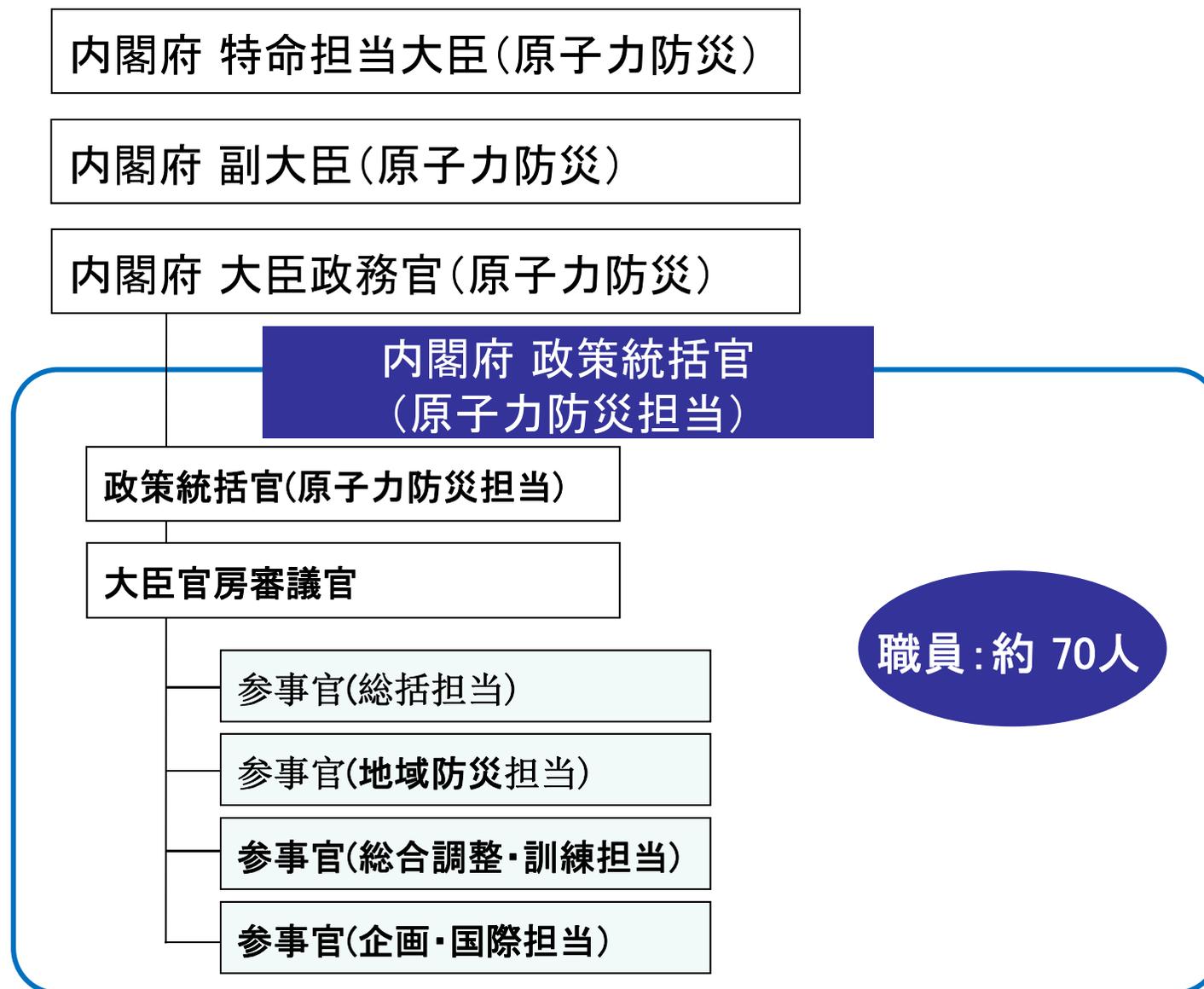
内閣府（原子力防災担当）

1. 緊急時対応について
2. 高浜地域及び大飯地域の緊急時対応の改定について

## 1. 緊急時対応について

## 2. 高浜地域及び大飯地域の緊急時対応の 改定 について

## ◆内閣府(原子力防災担当)の組織は平成26年10月14日に発足



## 1. 地域防災計画の充実に向けた対応

### ◆ 自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援

- 原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置。  
国と関係自治体等が緊密に連携し、計画の策定・充実強化の取組を実施中。

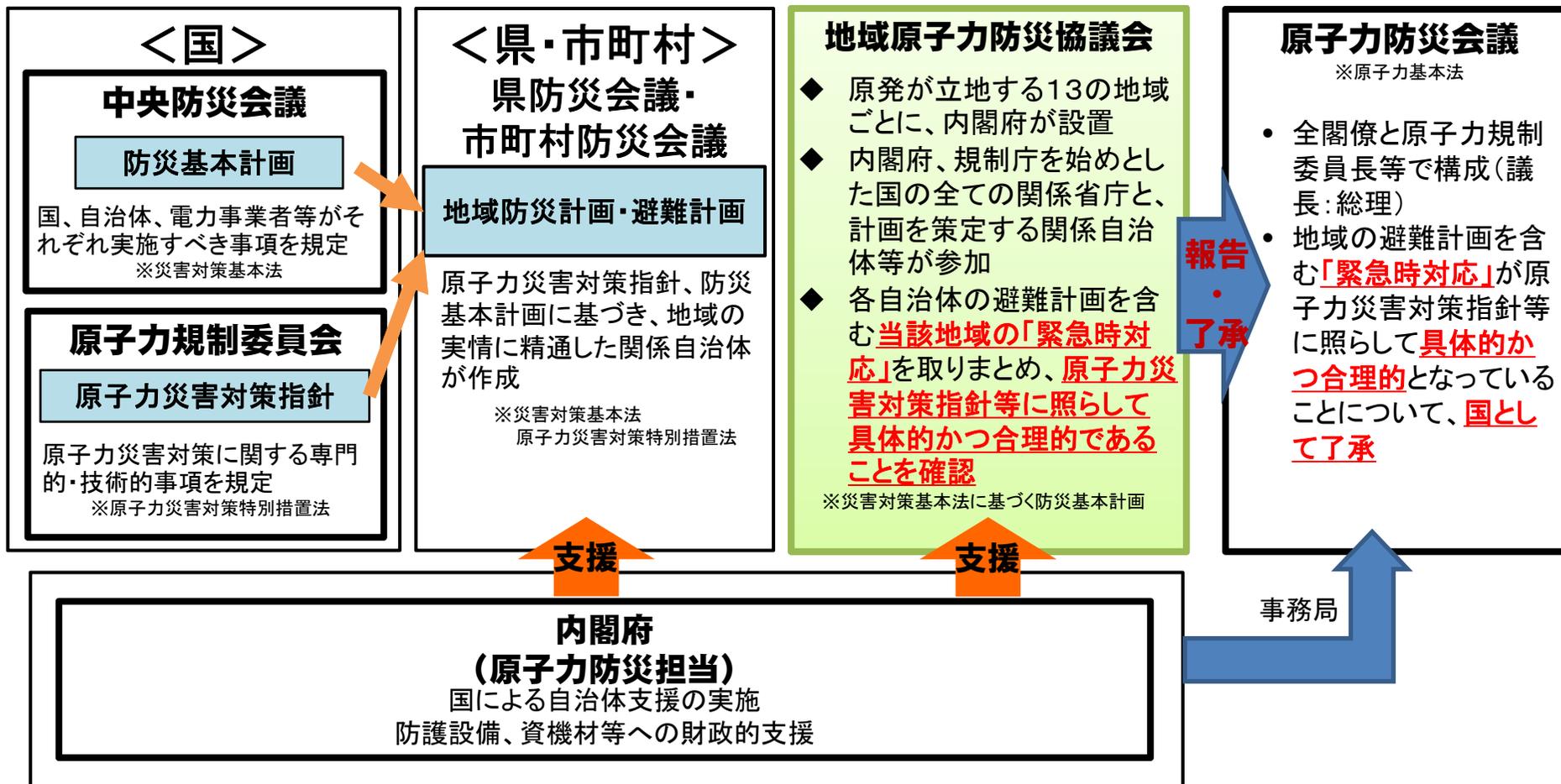
## 2. 関係道府県への財政的支援

### ◆ 放射線防護のための対策等について必要な財政的支援を実施

- 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(内閣府予算)  
自治体が行う防災活動に必要な資機材(放射線測定器、防護服等)の整備 等
- 原子力災害対策施設整備費補助金(内閣府予算)  
即時避難が困難な病院等の要配慮者や住民等が屋内退避するための施設等の放射線防護対策事業 等

## 3. 原子力総合防災訓練の実施、道府県訓練の支援、防災業務関係者への研修

- ◆ 原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方自治体、原子力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施
  - H28年度: 泊発電所(北海道)、H29年度: 玄海発電所(佐賀県)、  
H30年度: 大飯発電所・高浜発電所(福井県)、H31年度: 島根発電所(島根県)
- ◆ 自治体が行う原子力防災訓練を支援
- ◆ 自治体職員、民間事業者等の防災業務関係者への研修を実施



- <国による自治体支援の具体的内容>**
- 計画**策定当初から政府がきめ細かく関与**し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、**地域が抱える課題をともに解決**するなど、**国が前面に立って自治体をしっかりと支援**
  - 緊急時に必要となる資機材等については、**国の交付金等により支援**
  - 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
  - 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、**訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化**

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、高浜地域においても「福井エリア地域原子力防災協議会」が設置された。

福井エリア地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

## 構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)  
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官  
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官  
内閣府大臣官房審議官(防災担当)  
警察庁長官官房審議官  
総務省大臣官房総括審議官  
消防庁国民保護・防災部長  
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)  
厚生労働省大臣官房審議官(危機管理担当)  
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官  
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官  
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)  
環境省大臣官房審議官  
防衛省大臣官房審議官  
福井県副知事  
京都府副知事  
滋賀県副知事

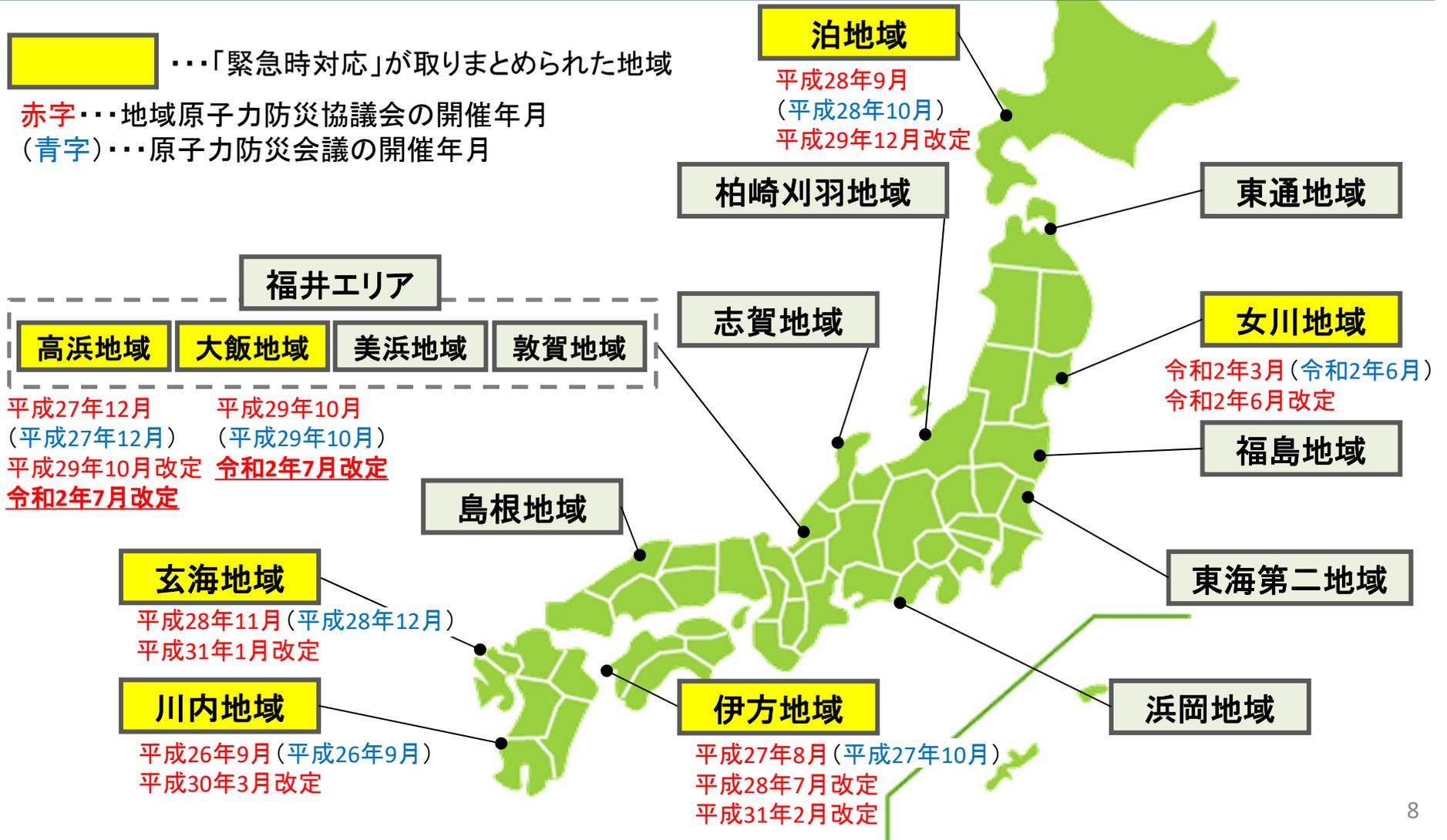
## オブザーバー

岐阜県  
関西広域連合  
高浜町  
おおい町  
小浜市  
若狭町  
舞鶴市  
綾部市  
南丹市  
京丹波町  
福知山市  
宮津市  
伊根町  
高島市  
関西電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、分科会を設置

## (参考) 緊急時対応の取りまとめ状況

- これまで、各地域ごとに設置された地域原子力防災協議会において、川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域、女川地域の「緊急時対応」を取りまとめた(7地域)。今後も、各地域の訓練結果から教訓事項を抽出し、「緊急時対応」のさらなる充実・強化に取り組む。
- 他の地域についても今後さらに自治体との連携を強化し、「緊急時対応」の取りまとめに向け、検討を進めていく。



## 【福井エリア地域原子力防災協議会開催実績】

平成27年12月16日 第1回(高浜地域の緊急時対応の確認)

平成27年10月25日 第2回(高浜地域の緊急時対応(改定)の確認)

平成29年10月25日 第3回(大飯地域の緊急時対応の確認)

**令和2年7月30日 第4回(高浜地域及び大飯地域の緊急時対応(改定)の確認)**

## 【高浜地域及び大飯地域分科会における検討状況】

平成30年8月の原子力総合防災訓練実施後から本年7月までに、「福井エリア地域原子力防災協議会」の枠組みの下、**高浜地域及び大飯地域分科会を計11回開催**(高浜地域分科会:第24回～第34回、大飯地域分科会:第20回～第30回)し、緊急時対応の内容に関する協議を実施。

### <構成員>

福井県、京都府、滋賀県

内閣府(原子力防災担当)、原子力規制庁、経済産業省

### <オブザーバー>

岐阜県、関西広域連合、各府県警察本部、海上保安庁、陸上自衛隊 等

### (参考)

これまでの分科会開催状況(令和2年8月24日現在)

・高浜地域分科会:34回開催(第1回 平成27年3月27日～第34回 令和2年7月20日)

・大飯地域分科会:30回開催(第1回 平成28年1月25日～第30回 令和2年7月20日)

1. 緊急時対応について

2. 高浜地域及び大飯地域の緊急時対応の  
改定について

○「第4回福井エリア地域原子力防災協議会」(令和2年7月30日)  
において「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」の  
改定内容について確認。

○今回の改定のポイントは以下のとおり。

- 平成30年度原子力総合防災訓練における教訓事項等の反映
- 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症流行下における  
防護措置の具体化

# 「大飯地域の緊急時対応」の改定について

## 1. 改定の目的

「大飯地域の緊急時対応」は、平成29年10月に開催された福井エリア地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同月に原子力防災会議にて確認結果の報告及び了承がなされたところ。

その後、「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的として、平成30年8月に大飯発電所及び高浜発電所を対象とした国の原子力総合防災訓練を実施し、平成31年3月に、「平成30年度原子力総合防災訓練実施成果報告書(以下、「成果報告書」という。)」を取りまとめた。

また、今般の新型コロナウイルスのような感染症(以下、「感染症等」という。)の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

今般の「大飯地域の緊急時対応」の改定は、成果報告書における訓練の教訓事項等を踏まえ、また、感染症等の流行下における各種防護措置の具体化を図ることにより、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

## 2. 改定のポイント

### 〈改善①〉 大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応の明確化

#### オフサイトセンター要員の集約、国からの要員派遣先及び現地本部の設置場所の明確化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長(原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官(原子力防災担当))が、両発電所の事態進展を踏まえて実施
- 既に参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先のオフサイトセンターへ移動を開始

#### 大飯地域及び高浜地域における避難先の明確化

- 両発電所の原子力災害対策重点区域の住民の避難先について、府県内、府県外ともに、重複無く確保されていることを確認

### 〈改善③〉 広域的な避難経路確保体制の強化

#### 除雪体制の強化

- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を各府県の国道事務所に設置、対応

### 〈改善④〉 感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

#### 避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で離隔を保つなど、柔軟に対応

### 〈改善②〉 府県外への避難に係る連携体制の強化

#### 広域避難先等の調整を行う関西広域連合(事務局:兵庫県庁)との情報共有システムの整備

- 広域避難先等の調整を行う関西広域連合(事務局:兵庫県庁)と、住民避難に係る情報共有が円滑に行えるよう、TV会議システムを整備

### 〈その他主な改善〉

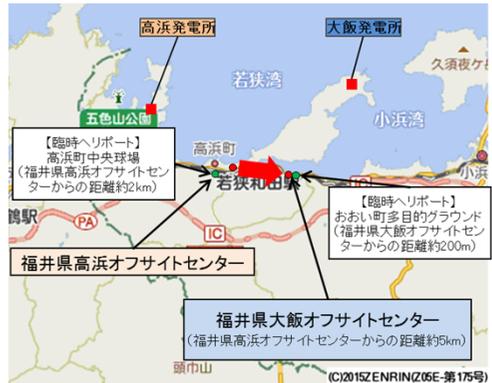
- 一元的な交通規制を行うための調整の場を設置
- ・広域避難を円滑に行うため、一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターの現地対策本部に、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処
- 避難退域時検査場所における渋滞緩和
- ・避難退域時検査場所内外に誘導員や案内板等を配置
- 避難行動要支援者等の避難における対応の強化
- ・避難行動要支援者等の避難において、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩を取る等のケアを実施

# (参考) 「大飯地域の緊急時対応」の改定ポイント

## 改善① 大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応の明確化

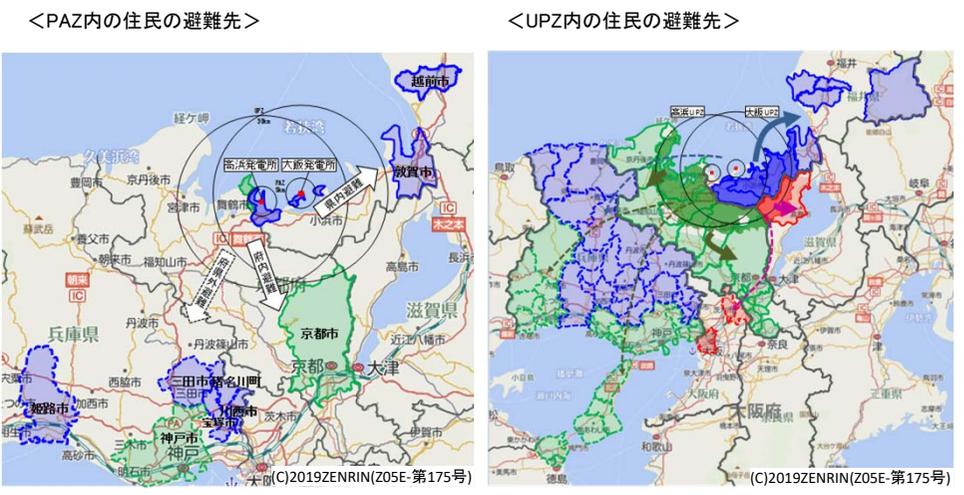
- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化し、対応にあたる。
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長(原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官(原子力防災担当))が、原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
- 既にオフサイトセンターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の大飯オフサイトセンターへ移動を開始する。

- 大飯地域及び高浜地域のPAZ・UPZ内の住民の県内避難先及び県外避難先は、重複なく確保済み。



<要員の集約先(国要員等の派遣先)>

	大飯発電所		
	警戒事態の解除	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	不明(事態進展の状況)
高浜発電所	警戒事態の解除	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター
	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター
	不明(事態進展の状況)	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター



※高浜町及びおおい町のPAZに該当する地域の県内避難先は共に敦賀市であるが、避難先施設を重複しないように確保。

## 改善② 府県外への避難に係る連携体制の強化

- 福井県、京都府及び滋賀県からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県庁)にもTV会議システムを配備した。

## 改善③ 除雪体制の強化

- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、各関係機関(国土交通省、県、市、高速道路株式会社、警察等)から構成される情報連絡本部を、国道事務所に設置、対応する。

<情報共有のイメージ>



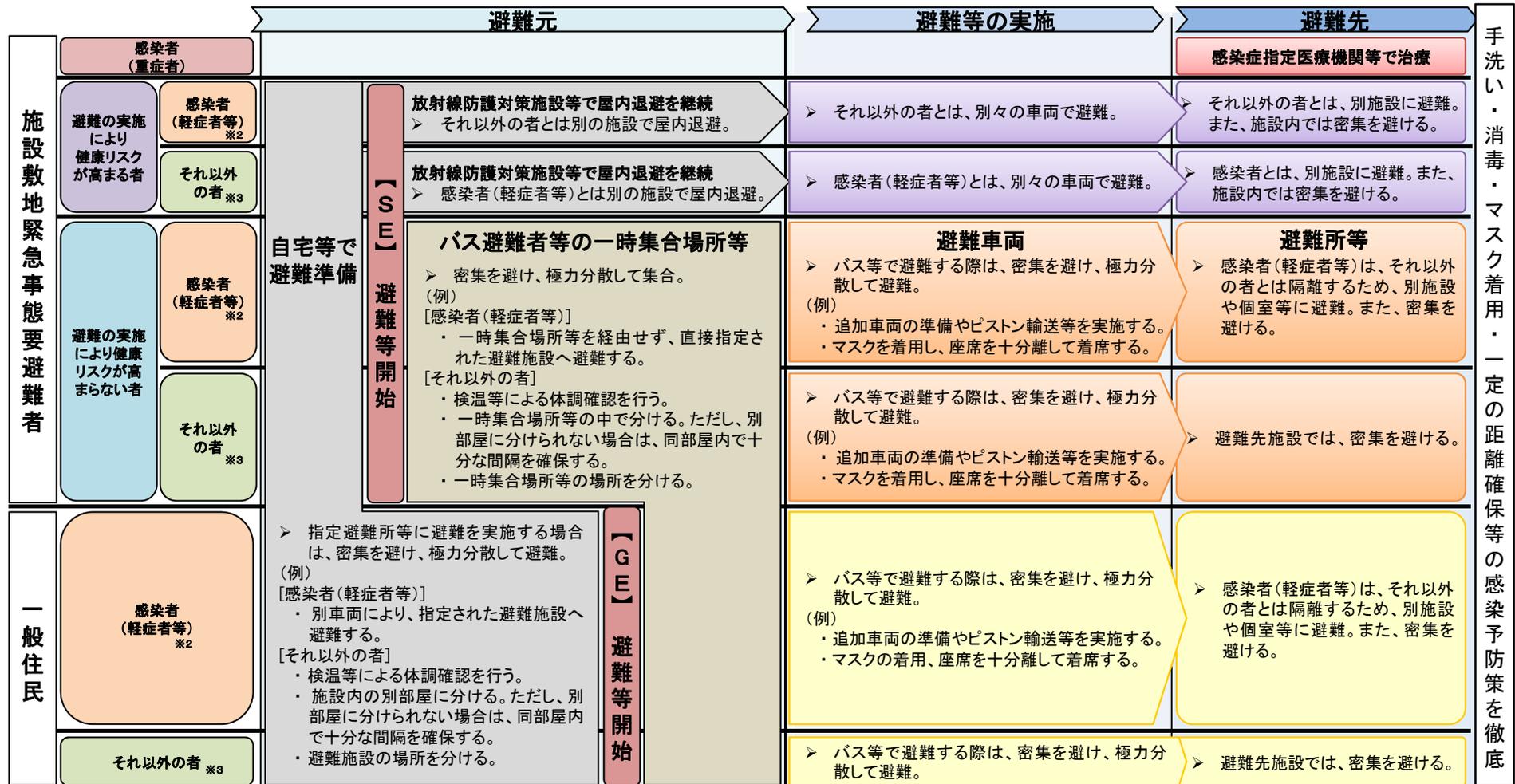
<福井県における情報連絡本部(例)>



# 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## ＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ）＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

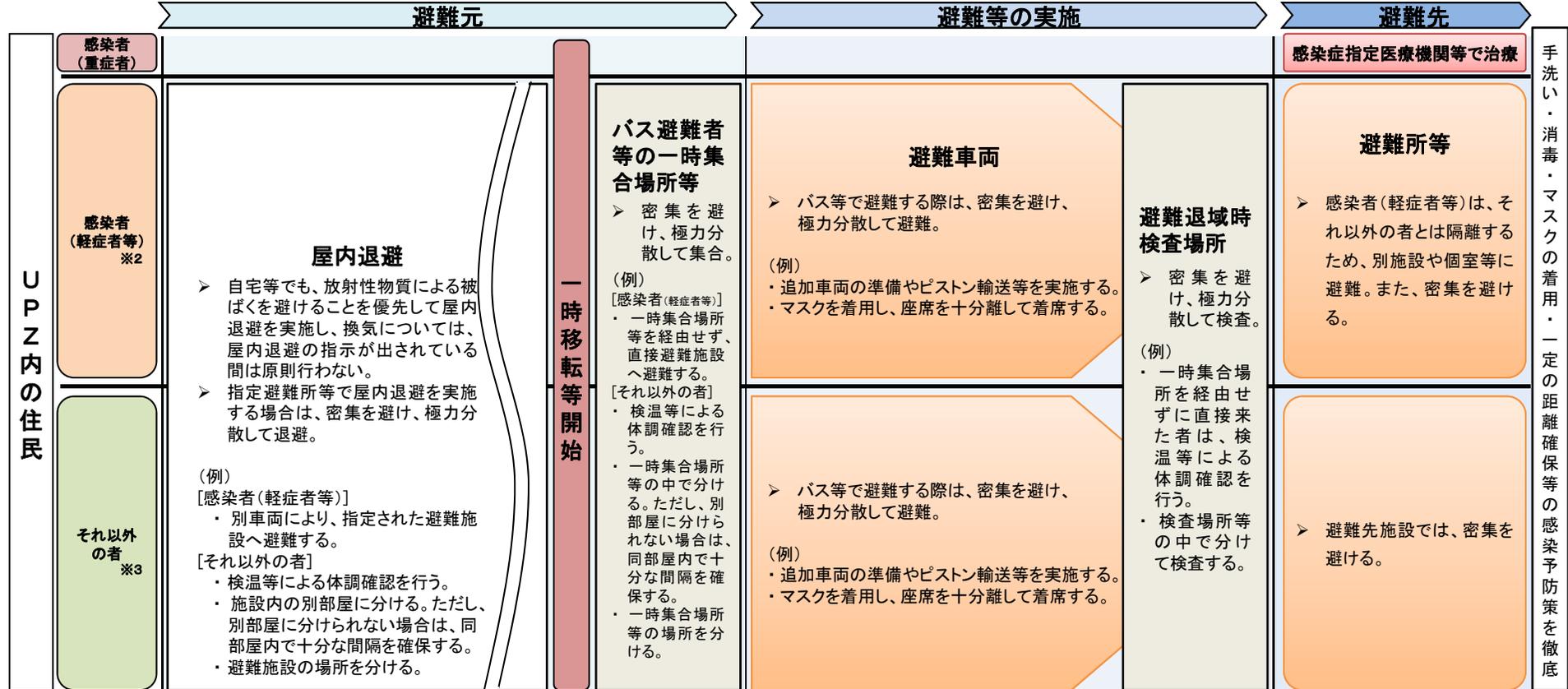
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

# 感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## <感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

※ 大飯地域の緊急時対応P96より抜粋

# 大飯地域の緊急時対応（概要版）

# ①原子力災害対策重点区域・広域避難先

## 1. 大飯地域の原子力災害対策重点区域

- 大飯地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は155,236人(平成31年4月現在)。
- PAZ内の人口はおおい町(福井県)726人、小浜市(福井県)258人。
- UPZ内の人口は福井県、京都府及び滋賀県の関係11市町154,252人。



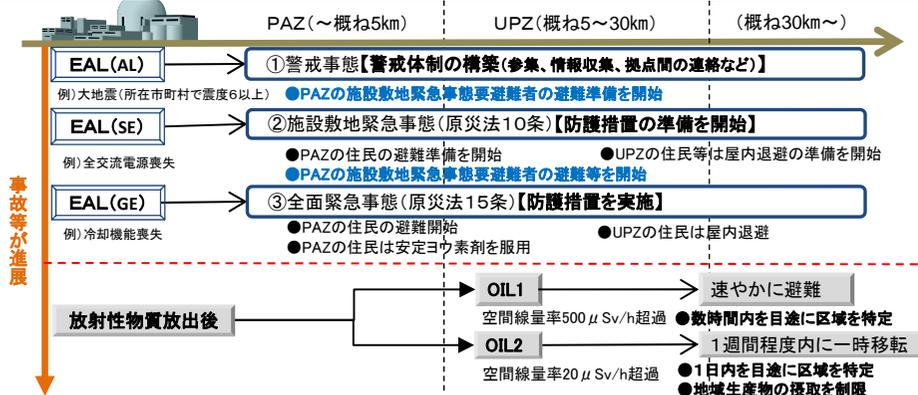
関係府県	PAZ内 (概ね5km)	UPZ内 (概ね5~30km)	合計
	福井県	984人	
京都府	-	82,628人	82,628人
滋賀県	-	497人	497人
<b>合計</b>	<b>984人</b>	<b>154,252人</b>	<b>155,236人</b>

【UPZ市町】  
福井県 おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町  
京都府 舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市  
滋賀県 高島市

出典：国土地理院ホームページ(https://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941)  
「白地図」国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392)をもとに内閣府(原子力防災)作成

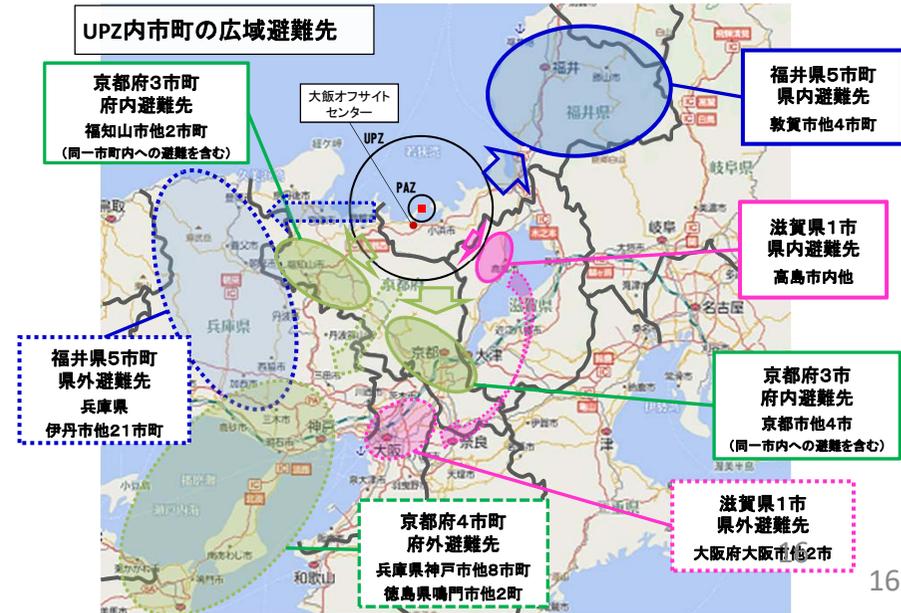
## 2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状況等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- (1) EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置  
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。  
EALに基づき、施設敷地緊急事態要避難者は早期の避難等の防護措置を実施。  
※PAZの施設敷地緊急事態要避難者の避難は、通常以上の時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。  
ただし、避難により健康リスクが高まるおそれのある者は、速へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- (2) 緊急時モニタリングの実施/OIL(Operational Intervention Level)に基づく判断  
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ外の住民の防護措置を判断する。



## 3. PAZ及びUPZの関係府県における広域避難先

- PAZ、UPZ内の各市町住民の避難先は、府県内外で複数確保。
- 府県を越える避難が必要な場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県、徳島県及び大阪府の避難先で受入れを行う。
- 福井県及び滋賀県は県内避難を基本とする。京都府は避難先の準備状況、避難先までの道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮して避難先を決定する。



# 大飯地域の緊急時対応（概要版） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	避難行動要支援者(在宅) おい町 58人 小浜市 6人 合計 64人	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始	<p>＜避難可能者:41人＞ 支援者とともに徒歩、車両で避難(おい町41人、小浜市0人)</p> <p>バス2台(おい町2台、小浜市0台)により避難</p> <p>一時集合場所(おい町内2か所、小浜市内1か所)</p> <p>支援者の車両で避難</p> <p>福祉避難所 敦賀市 福祉総合センター「あいあいプラザ」</p> <p>＜無理に避難すると健康リスクが高まる者:23人＞ (おい町17人、小浜市6人)</p> <p>福祉車両14台で避難(おい町11台、小浜市3台)</p> <p>放射線防護施設※2(おい町PAZ内2施設、小浜市PAZ内1施設)</p> <p>※2 放射線防護施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者等が入る予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者は、指定された福祉避難所へ避難。</li> <li>無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護施設へ移動。輸送等の準備完了後、避難を実施</li> </ul>	
	避難行動要支援者(学校・こども園)	おい町 108人 小浜市(対象施設無し) 合計 108人	保護者引き渡し開始	<p>＜保護者へ引き渡しができなかった児童等＞</p> <p>対象施設(おい町2施設:108人)</p> <p>バス4台により避難</p> <p>おい町避難先(県内避難先:敦賀市立栗野中学校 県外避難先:兵庫県川西市立桜が丘小学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・こども園の児童等は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。</li> <li>保護者へ引き渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった時点で避難を行い、避難先で保護者に引き渡す。</li> </ul>	
	その他の施設敷地緊急事態要避難者(妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等)	おい町 146人 小浜市 46人 合計 192人	避難準備を開始	<p>＜おい町から避難する者＞</p> <p>対象者(おい町:146人、小浜市:46人)</p> <p>一時集合場所(おい町内2か所)</p> <p>バス4台により避難</p> <p>おい町避難先(県内避難先:敦賀市立栗野中学校 県外避難先:兵庫県川西市加茂小学校他3施設)</p> <p>＜小浜市から避難する者＞</p> <p>一時集合場所(小浜市内1か所)</p> <p>バス2台により避難</p> <p>小浜市避難先(県内避難先:越前市福井県立武生商業高等学校 県外避難先:兵庫県姫路市好古学園大学)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦・授乳婦・乳幼児等の避難に時間を要する者は、施設敷地緊急事態で避難を開始。</li> </ul>	
	(原災法15条)で避難開始	一般住民※3 おい町 726人 小浜市 258人 合計 984人	一般住民の避難準備を開始	<p>＜おい町から避難する者＞</p> <p>対象者(おい町:726人、小浜市:258人)</p> <p>自家用車で避難(645人)</p> <p>一時集合場所(おい町内2か所)</p> <p>徒歩等で移動(81人)</p> <p>バス2台により避難</p> <p>おい町避難先(県内避難先:敦賀市立栗野中学校 県外避難先:兵庫県川西市加茂小学校他3施設)</p> <p>＜小浜市から避難する者＞</p> <p>自家用車で避難(231人)</p> <p>一時集合場所(小浜市内1か所)</p> <p>徒歩等で移動(27人)</p> <p>バス1台により避難</p> <p>小浜市避難先(県内避難先:越前市福井県立武生商業高等学校 県外避難先:兵庫県姫路市好古学園大学)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。</li> <li>自家用車を利用可能な者は自家用車で避難。自家用車が利用できない者は、福井県嶺南地方のバス会社等が保有する車両で避難。</li> </ul>	

※1 PAZ内に医療機関、社会福祉施設はなし。 ※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。

# 大飯地域の緊急時対応（概要版）

## ③UPZにおける屋内退避・一時移転等の考え方

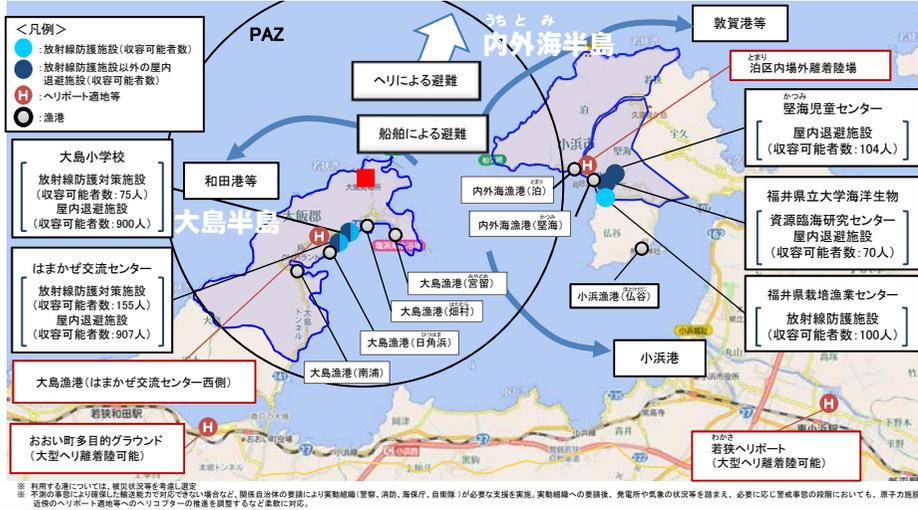
区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
UPZ (発電所から概ね5～30km圏内)	避難行動要支援者 (医療機関)	福井県 833人 京都府 979人 滋賀県 (対象施設なし) 合計1,812人				<ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎の避難計画は策定済み。</li> <li>福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定。</li> <li>京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が受入施設を調整・確保。</li> </ul>
	避難行動要支援者 (社会福祉施設)	福井県 1,275人 京都府 1,299人 滋賀県 390人 合計2,964人				<ul style="list-style-type: none"> <li>福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定。</li> <li>京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が受入施設を調整・確保。</li> <li>滋賀県では、滋賀県の調整により受入施設を確保。</li> </ul>
	避難行動要支援者 (在宅)	福井県 3,514人 京都府 5,221人 滋賀県 49人 合計8,784人		屋内退避の準備を開始		<ul style="list-style-type: none"> <li>一時移転等が必要となった避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。</li> <li>なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県においては、関係機関と調整し福祉避難所等を確保。京都府においては、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が福祉避難所等を確保。滋賀県は、避難先に設置している福祉避難所等を利用。</li> </ul>
	避難行動要支援者 (学校・保育所・幼稚園等)	福井県 10,364人 京都府 12,310人 滋賀県 4人 合計22,678人	対象施設 (152施設)	保護者引き渡し開始		<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。</li> <li>保護者へ引き渡しができない児童等は、全面緊急事態になった時点で屋内退避を行い、その後、一時移転等の指示に基づき避難先へ避難し、保護者に引き渡す。</li> </ul>
	一般住民※2	福井県 71,127人 京都府 82,628人 滋賀県 497人 合計154,252人				<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に設定している避難先へ一時移転等を実施。</li> <li>自家用車や関係府県等が準備したバス等により避難。</li> </ul>

※1 OIL基準に基づく避難等や一時移転のこと。  
 ※2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。

福井県、京都府及び滋賀県が、それぞれの府県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接府県等から輸送手段を調達。

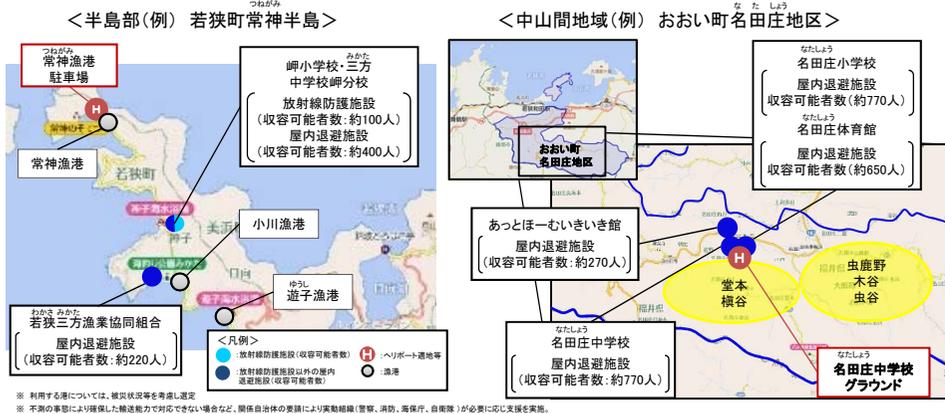
## 1. PAZ内の半島部（福井県おおい町、小浜市）における対応

- ▶ 自然災害等によりPAZ内の住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- ▶ また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ確かな道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

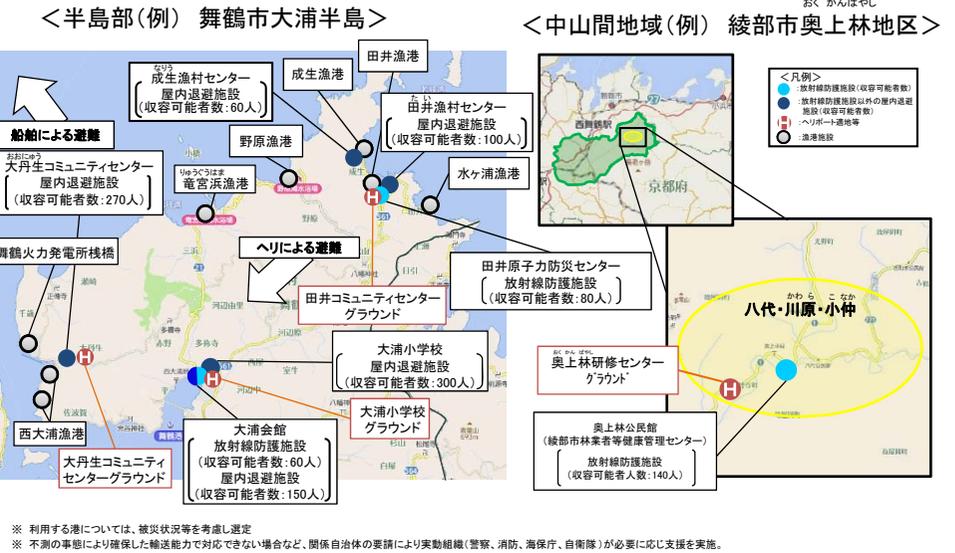


## 2. 福井県におけるUPZ内の半島部、中山間地域における対応

- ▶ UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- ▶ UPZ内の半島部において、自然災害の発生等により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- ▶ UPZ内の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合、臨時ヘリポート（夜間対応可）を活用し、空路による避難を実施。
- ▶ また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ確かな道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
- ▶ 京都府、滋賀県における半島・山間地域における対応も同じ。



## 3. 京都府におけるUPZ内の半島部、中山間地域における対応



## 4. 滋賀県におけるUPZ内の山間地域における対応

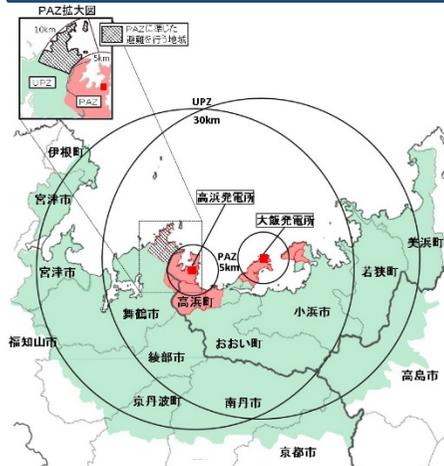


# 大飯地域の緊急時対応（概要版）

## ⑤大飯地域及び高浜地域がともに被災した場合における対応

### 1. 大飯地域及び高浜地域の原子力災害対策重点区域

- 大飯地域及び高浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZは重なりはなく、大飯地域のPAZは福井県おおい町、小浜市、高浜地域のPAZは福井県高浜町、京都府舞鶴市。
- 両地域のUPZ内は、大部分が重なっており、福井県、京都府、滋賀県の8市6町にまたがる。



関係府県	大飯地域のみUPZ内	両地域共通のUPZ内	高浜地域のみUPZ内	合計
	(概ね5~30km)			
福井県	20,514人	42,962人	0人	63,476人
京都府	314人	81,768人	33,840人	115,922人
滋賀県	497人	0人	0人	497人
<b>合計</b>	<b>21,325人</b>	<b>124,730人</b>	<b>33,840人</b>	<b>179,895人</b>

【UPZ市町】  
 福井県 おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町  
 京都府 舞鶴市、京都市、綾部市、南丹市、京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町  
 滋賀県 高島市

### 2. 事故対応の一元化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化し、対応にあたる。
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
- 既にオフサイトセンターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の大飯オフサイトセンターへ移動を開始する。



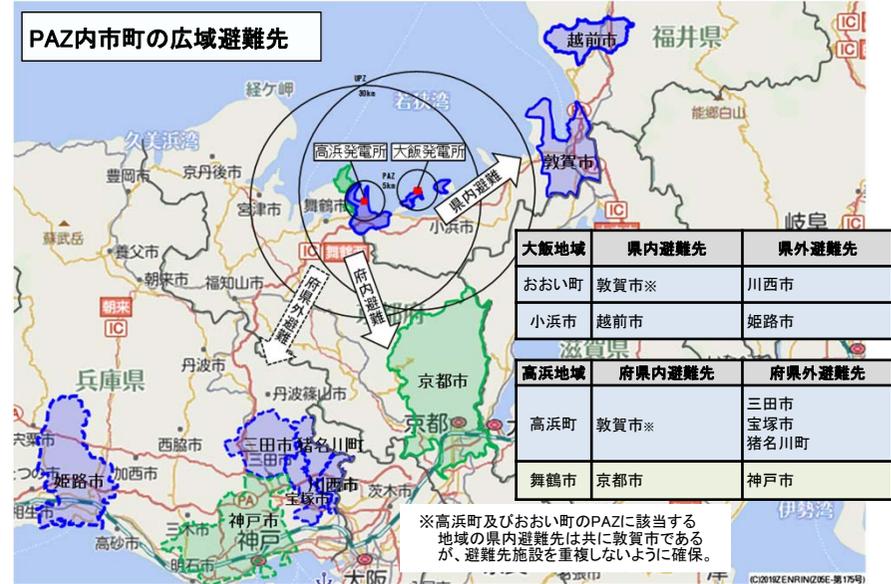
<要員の集約先(国要員等の派遣先)>

	大飯発電所		
	警戒事態の解除	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	不明
警戒事態の解除	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター	不明
故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター
不明	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター

### 3. PAZ及びUPZの関係府県における広域避難先

- 大飯地域及び高浜地域のPAZ内、UPZ内の住民の県内避難先及び県外避難先は、重複なく確保済み。

#### PAZ内市町の広域避難先



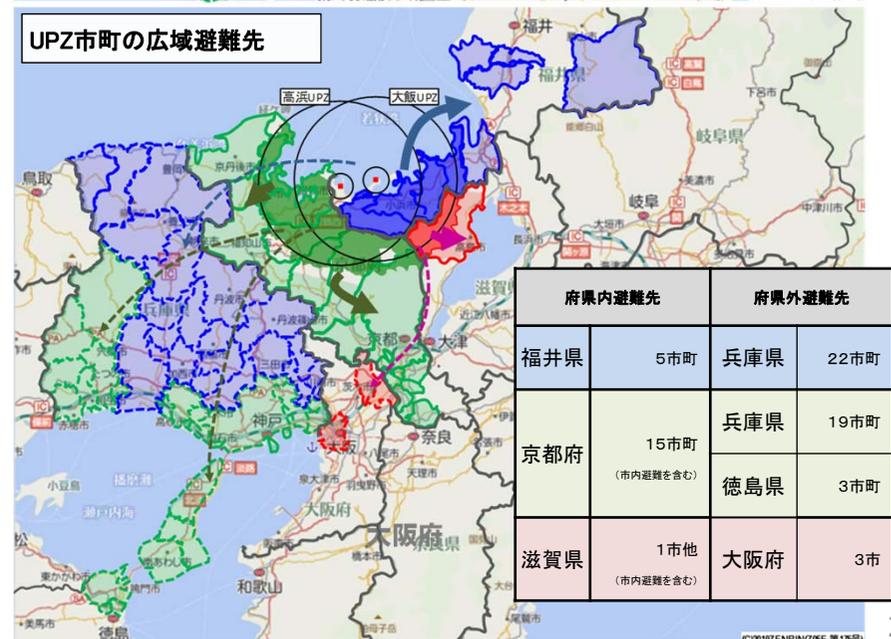
大飯地域	県内避難先	県外避難先
おおい町	敦賀市※	川西市
小浜市	越前市	姫路市

高浜地域	府県内避難先	府県外避難先
高浜町	敦賀市※	三田市 宝塚市 猪名川町
舞鶴市	京都市	神戸市

※高浜町及びおおい町のPAZに該当する地域の県内避難先は共に敦賀市であるが、避難先施設を重複しないように確保。

#### UPZ市町の広域避難先

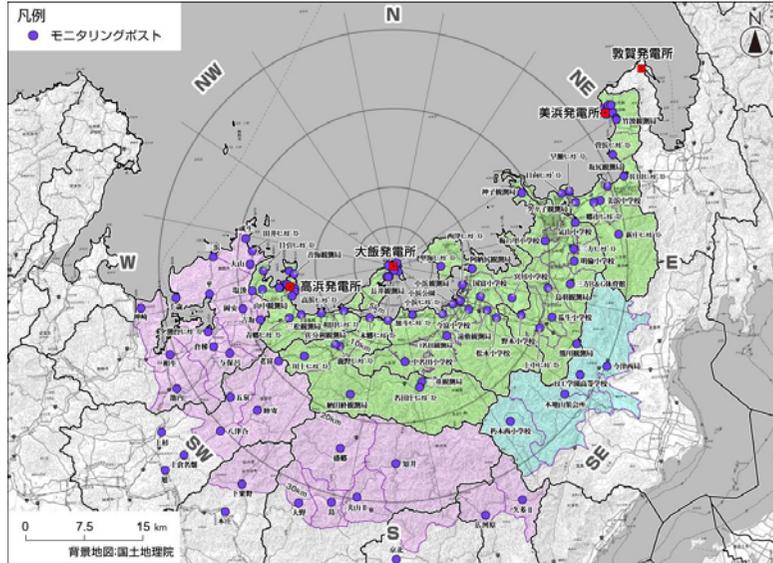


	府県内避難先	府県外避難先
福井県	5市町	兵庫県 22市町
京都府	15市町 (市内避難を含む)	兵庫県 19市町 徳島県 3市町
滋賀県	1市他 (市内避難を含む)	大阪府 3市

# 大飯地域の緊急時対応（概要版） ⑥住民の安全確保に向けた主な対策

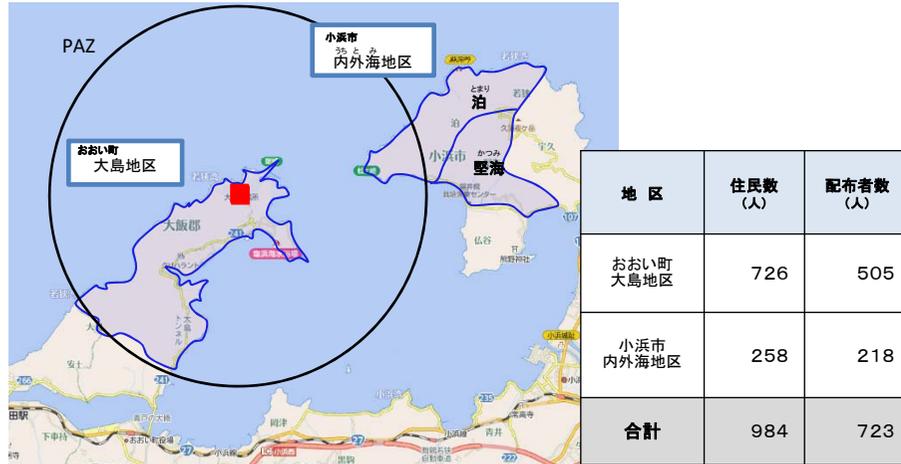
## 1. 大飯地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- 緊急時モニタリング地点100地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



## 2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布

- 福井県おおい町及び小浜市では、安定ヨウ素剤の住民説明会を開催し、同時に事前配布を実施した。福井県では平成31年4月現在、723人に配布した。今後も継続して、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



## 3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 福井県、京都府及び滋賀県では避難住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、備蓄を実施。また、併せて、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
- 緊急配布は関係府県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民に順次配布・調製を実施。



**安定ヨウ素剤備蓄場所**

福井県：52箇所  
京都府：62箇所  
滋賀県：134箇所

府県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

**安定ヨウ素剤の緊急配布を実施**

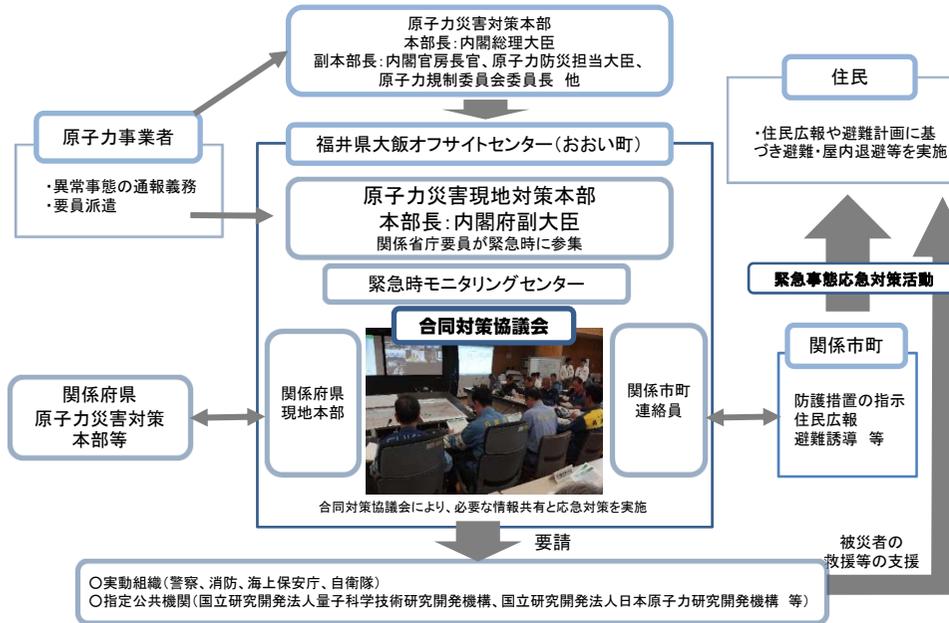
福井県：計40箇所（一時集合場所等）  
京都府：計53箇所（一時集合場所等）  
滋賀県：計13箇所（一時集合場所等）

## 4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

- 避難退域時検査は、府県内及び府県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。



### 1. 緊急時対応体制



### 3. 実動組織の広域支援体制

- ▶ 地域レベルで対応が困難な場合は、関係府県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- ▶ オフサイトセンターにおいて集約した関係自治体からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による支援を実施。

#### 全国の実動組織による支援

- 警察による警察災害派遣隊**  
全国の都道府県警察による支援
- 消防による緊急消防援助隊**  
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援
- 海上保安庁による巡視船艇・航空機の派遣**  
全国の管区海上保安本部による支援
- 自衛隊による災害派遣・原子力災害派遣**  
全国の陸・海・空の自衛隊による支援



### 2. 住民への情報伝達体制

- ▶ 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨリ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 関係府県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

#### <関係府県及び関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段の例>



### 4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- ▶ 福島県・京都府・滋賀県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

#### 警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



#### 消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



#### 海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



#### 防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓閉作業

